

令和5年第1回野辺地町議会

定例会会議録

招 集 年 月 日 令和 5 年 2 月 2 2 日（水）

招 集 場 所 野辺地町議会会議場

開会（開議） 令和 5 年 2 月 2 2 日（水） 午前 9 時 3 0 分

出席議員（11名）

1 番	高 田 光 雄	2 番	江 渡 正 樹
3 番	中 谷 謙 一	4 番	古 林 輝 信
5 番	野 坂 充	6 番	岡 山 義 廣
7 番	高 沢 陽 子	8 番	杉 山 福 行
9 番	戸 澤 栄	10 番	大 湊 敏 行
11 番	赤 垣 義 憲		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野 村 秀 雄
副 町	長	江 刺 家 和 夫
教 育	長	新 渡 幹 夫
総 務 課	長	山 田 勇 一
企 画 財 政 課	長	秋 島 祐 成
防 災 管 財 課	長	西 舘 峰 夫
産 業 振 興 課	長	長 根 一 彦
税 務 課	長	高 山 幸 人
町 民 課	長	上 野 義 孝
介 護 ・ 福 祉 課	長	飯 田 貴 子

健康づくり課長	木 明 修
建設水道課長	瀧 澤 誠
会計管理者	小 野 早 苗
学校教育課長 兼学校給食共同調理場所長	富 吉 卓 弥
学校教育課指導室長	中 野 良 喜
社会教育・スポーツ課長兼中央公民館長 兼図書館長兼歴史民俗資料館長	五 十 嵐 洋 介
代表監査委員	蛭 名 進 一
総務課長補佐	田 中 利 実
総務課行政担当	二 木 文 弥

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	玉 山 順 一
議会事務局主幹	濱 中 太 一

議事日程（第 1 号）

- | | |
|-------|-----------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案の上程 |
| 日程第 4 | 提案理由説明 |
| 日程第 5 | 常任委員会報告 |
| | 1、総務常任委員会 |
| | 2、建設産業保健衛生常任委員会 |

会議録署名議員の氏名

議長は会議録署名議員に次の 2 名を指名した

- | | | | | |
|-----|---|---|---|---|
| 6 番 | 岡 | 山 | 義 | 廣 |
| 7 番 | 高 | 沢 | 陽 | 子 |

町長の提出議案

- | | |
|----------|---|
| 報告第 1 号 | 専決処分した事項の報告の件（公用車事故に係る損害賠償についての和解の件） |
| 承認第 1 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和 4 年度野辺地町一般会計補正予算（第 9 号）） |
| 議案第 1 号 | 令和 4 年度野辺地町一般会計補正予算（第 10 号） |
| 議案第 2 号 | 令和 4 年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号） |
| 議案第 3 号 | 令和 4 年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号） |
| 議案第 4 号 | 令和 4 年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号） |
| 議案第 5 号 | 令和 4 年度野辺地町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 議案第 6 号 | 令和 4 年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第 6 号） |
| 議案第 7 号 | 令和 5 年度野辺地町一般会計予算 |
| 議案第 8 号 | 令和 5 年度野辺地町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 議案第 9 号 | 令和 5 年度野辺地町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第 10 号 | 令和 5 年度野辺地町介護保険事業特別会計予算 |
| 議案第 11 号 | 令和 5 年度野辺地町下水道事業特別会計予算 |
| 議案第 12 号 | 令和 5 年度野辺地町水道事業特別会計予算 |
| 議案第 13 号 | 野辺地町個人情報保護に関する条例案 |

- 議案第14号 野辺地町個人情報保護審査会条例案
- 議案第15号 野辺地町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第16号 野辺地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案
- 議案第17号 野辺地町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 議案第18号 野辺地町工場立地法地域準則条例案
- 議案第19号 野辺地町産直施設設置条例の一部を改正する条例案
- 議案第20号 野辺地町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第21号 野辺地町介護サービス事業基金条例を廃止する条例案
- 議案第22号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更について
- 議案第23号 町道の路線認定の件
- 議案第24号 町道の路線変更の件
- 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件

議会の提出議案 な し

◎開会及び開議の宣告

○議長（戸澤 栄君） ただいまから令和５年第１回野辺地町議会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

（午前 ９時３１分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（戸澤 栄君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、６番、岡山義廣君、７番、高沢陽子君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（戸澤 栄君） 日程第２、会期の決定を議題にします。

お諮りします。議会運営委員会で会期日程について審議した結果を事前に皆様に配付しております。本定例会の会期は、本日から３月10日までの17日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から３月10日までの17日間と決定をいたしました。

会期日程

２月２２日	本会議（会議録署名議員の指名、会期の決定、議案の上程、提案理由説明、委員会報告）
２月２３日	休 会
２月２４日	休 会（一般質問通告締切り） （午前11時00分）
２月２５日～ ３月 ６日	休 会
３月 ７日	本会議（一般質問、委員会報告）
３月 ８日	本会議（議案審議（新年度予算））
３月 ９日	本会議（議案審議（新年度予算））
３月10日	本会議（議案審議（補正予算、条例制定等）、

◎議案の上程、提案理由説明

○議長（戸澤 栄君） 日程第3、議案の上程であります。報告第1号、承認第1号、議案第1号から議案第24号及び諮問第1号までを一括上程いたします。

日程第4、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、どうぞ。

○町長（野村秀雄君） おはようございます。本日ここに、令和5年第1回町議会定例会が開催され、各議案についてご審議いただくに当たり、12月定例会以降の諸般の事項に係るご報告と、新年度の町政運営に関する基本的な考え方につきましてご説明申し上げます。

初めに、先週、町内の陸奥湾海岸に大量のイワシが打ち上げられたことに関しまして、その状況等をご報告申し上げます。

16日木曜日に一報があり、町で現場を確認したところ、特に木明地区から目ノ越地区までの海岸に、相当な量のイワシが漂着していたものであります。

今後の対応であります。町では、本日から来週にかけ、蟹田地区や有戸地区の人が容易に行き来できる海岸を重点的に、業者による回収作業を行うこととしております。

なお、十符ヶ浦海水浴場につきましては、打ち上げられたイワシの量が職員で回収できる範囲の量であったことから、17日に担当課において回収作業を行っております。

次に、「野辺地町活き活き常夜燈市場について」であります。

既にご承知のこととは存じますが、昨年12月13日、約2年ぶりに施設の営業を再開いたしました。

新たに「株式会社 北前船」が運営を引き継ぎ、新設した飲食スペースでの食事提供を始めたほか、物販では、地場産品に加え、県内の地ビールや鮮魚を取り扱うなど、品ぞろえの充実も図っているところであり、今後、施設内に鮮魚の加工設備を整備することも検討しております。

地元の皆様に愛され、町内外から多くの利用客に訪れていただけるよう町もサポートしていきたいと思っております。

議員皆様におかれましても、ぜひ足をお運びいただければ幸いです。

次に、この冬の「降雪に対する対応状況について」であります。

昨シーズンと比べ、降雪量、積雪量とも少ない状況にはありますが、強力な寒波の影響などにより、断続的な降雪と低温が続いております。

町民の皆様には、毎日の雪かきや屋根の雪下ろしなど大変ご苦労なされていることと思っております。

そうした中で、野辺地中学校の部活動に所属する生徒の皆さん、また野辺地高等学校と野辺地西

高等学校の生徒で構成するボランティア会の皆さんが、それぞれ学校周辺や独り暮らし高齢者宅などの雪かきを行ってくださいました。私からも感謝申し上げますとともに、こうした若い力が活力あるまちづくりの礎になることを期待するものであります。

3月を迎え、徐々に寒さは和らいでいくものと思いますが、町といたしましても、町民生活の安全・安心を確実に保持していくため、警戒を緩めず、幹線道路や生活道路、通学路を中心とした除排雪に万全を期してまいります。

次に、「新型コロナウイルス感染症対策について」であります。

国では、現在、感染症法上の分類を「2類相当」に位置づけている新型コロナウイルスについて、5月8日から、季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げることにしました。それに伴い、マスクの着用についても大幅に緩和する指針を新たに定めております。

特にマスクは、国内でコロナ感染が初めて確認されて以降、私たちの日常生活にすっかり定着しましたが、3月13日からは、屋内外を問わず、着用する、しないは、一部の着用推奨事案を除き、基本的には個人の判断に委ねられることになります。

また、学校教育活動においても、4月1日から原則着用を求めないものとされます。

このように、コロナ対策は大きな転換期を迎えようとしております。これに伴い、日常生活と経済活動の正常化が一層進むことを願うものであります。

なお、コロナ感染が完全に終息したわけではありませんので、町民の皆様には、引き続きウィズコロナを念頭に置きながら、「手洗い等の手指衛生」、「換気」などの励行をお願いいたします。

続いて、新年度の町政運営に当たっての基本的な考え方について申し上げます。

早いもので、町長就任4年目となりました。就任後すぐに始まったコロナの感染拡大により、職務活動が制限され、もどかしい思いもありました。そのような状況の下、町財政の健全化を考慮しつつ、新庁舎の建設や小学校の統廃合、また子育て支援、産業振興対策などの重要施策を推進してまいりました。

一方で、原油価格や物価の高騰、自然災害の発生など、新たな課題も生まれております。

町の将来を見据えた中で、令和5年度を重要な年と位置づけ、ますます多様化・高度化する地域課題や町民ニーズに積極的に取り組んでまいります。

そのためにも、「第6次まちづくり総合計画」に掲げる6つの基本目標に沿って、その着実な展開に努めていくものであります。

なお、新年度に予定する各施策につきましては、後ほど、令和5年度予算案のほうでご説明申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

初めに、報告第1号は、「専決処分した事項の報告の件」であります。

専決処分いたしましたのは、公用車事故に係る損害賠償についての和解の件であります。

令和4年4月19日、野辺地町字白岩向3番地1地先の県道上において、町有車両が交差点を右折する際、後方から追い越してきた相手方車両が接触し、双方の車両の一部を損傷したものであります。事故の損害賠償金として、町は相手方に対し6万4,685円を、相手方は町に対し14万3,788円を支払うことで和解をいたしました。

承認第1号は、「専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件」であります。

専決処分いたしましたのは、令和4年度一般会計補正予算第9号であります。

妊娠・子育て家庭への伴走型支援と経済的支援を一体的に実施する「出産・子育て応援交付金」が創設されたことに伴い、既に出産された方々への経済的支援を行うため、早急に予算措置をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分を行ったものであります。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ480万円を追加し、予算の総額を79億8,080万円といたしました。

事業の実施に必要な経費を計上いたしました。

続いて、議案第1号から議案第6号までは、令和4年度の野辺地町一般会計及び特別会計の補正予算であります。主に、事業完了及び実績見込みなどに伴う予算精査によるものとなります。

まず、議案第1号は、「一般会計補正予算第10号」であります。

既定の予算の総額から、歳入歳出それぞれ9,480万円を減額し、予算の総額を78億8,600万円といたしました。

歳入では、地方交付税の再算定等に伴い、普通交付税を増額した一方、国・県支出金、繰入金及び地方債等を調整いたしました。

歳出では、降雪量の増加に伴い、除排雪対策費を増額したほか、各種事業の確定見込みによる調整を行いました。また、財政調整基金や公共施設整備基金への積立金を計上いたしました。

継続費の補正では、新庁舎建設事業と野辺地漁港荷さばき施設改築事業をそれぞれ変更し、繰越明許費の補正では、戸籍情報システム改修事業と北部上北広域事務組合負担金を追加いたしました。

債務負担行為の補正は、令和4年度中に契約を行い、令和5年度当初から滞りなく業務を進めるためのものなどを54件追加いたしました。

地方債の補正は、追加が2件、借入限度額の変更が9件であります。

議案第2号は、「国民健康保険事業特別会計補正予算第5号」であります。

既定の予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億1,151万6,000円を減額し、予算の総額を15億5,911万円といたしました。

歳入では、国民健康保険税、保険給付費等交付金及び一般会計繰入金の減額などをいたしました。

歳出では、保険給付費、国民健康保険事業費納付金を減額するとともに、財源調整として予備費の増額を行いました。

また、債務負担行為の補正は、追加が5件であります。

議案第3号は、「後期高齢者医療特別会計補正予算第4号」であります。

既定の予算の総額から、歳入歳出それぞれ887万円を減額し、予算の総額を1億8,910万5,000円といたしました。

歳入では、後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金の減額、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金及び予備費の減額であります。

債務負担行為の補正は、追加が1件であります。

議案第4号は、「介護保険事業特別会計補正予算第5号」であります。

既定の予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,606万7,000円を減額し、予算の総額を18億3,341万9,000円といたしました。

歳入では、介護保険料を増額したほか、介護給付費の決算見込みに合わせて、国・県支出金、一般会計繰入金及び介護給付費準備基金繰入金などの減額を行いました。

歳出では、各種介護サービスに係る給付費について増減調整をいたしました。

債務負担行為の補正は、追加が5件であります。

議案第5号は、「介護サービス事業特別会計補正予算第2号」であります。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ344万2,000円を追加し、予算の総額を404万2,000円といたしました。

歳入では、介護サービス事業基金繰入金の増額、歳出では、一般会計繰出金の増額などを行いました。

議案第6号は、「水道事業特別会計補正予算第6号」であります。

収益的収入及び支出の補正であります。既決予定額にそれぞれ200万円を追加し、予定額を2億7,800万円といたしました。

収入では、営業収益を増額し、支出では、電力料金や本・支管修理等の営業費用を増額するとともに、財源調整のため予備費を減額いたしました。

債務負担行為は、設定が3件であります。

次の議案第7号から議案第12号までは、令和5年度の野辺地町一般会計及び特別会計の当初予算であります。

それでは、議案第7号の「一般会計予算」からご説明申し上げます。

予算の総額を83億9,500万円といたしました。

令和4年度当初予算と比較し、11億6,200万円、率にして16.1%の増額となり、過去最大の予算となりました。これは、主に新庁舎建設事業に15億1,380万円余りを計上したことによるものであります。

予算の編成に当たっては、町の将来像「未来につなげる幸せのまち のへじ」を目指すべく、6つの基本目標を軸にして、予算の効率的な配分に努めました。

初めに、「第6次まちづくり総合計画」の基本目標に沿った取組につきまして、その一端を申し上げます。

第1は、「支えあい切れ目のない保健福祉」であります。

全ての子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、新たに、身近な相談への対応や必要な支援を行う伴走型支援と経済的支援を一体化した出産・子育て応援事業を実施いたします。

特別重点事業として、65歳以上の独り暮らしの高齢者などの世帯の方々に、町内の飲食業を営む方が見守りや安否を確認しながら、定期的に食事をお届けする「配食事業」を継続するほか、新たにゲーム機を利用したeスポーツによる介護予防事業を開始いたします。

また、これまで国保会計で行っていた「減る脂〜運動クラブ」などの健康づくり事業を一般会計でも行っていくこととしたほか、乳幼児医療費の無償化や、第3子以降及び同時入所の第2子の保育料の無償化などの子育て支援を継続してまいります。

新型コロナウイルスワクチンの接種については、5類感染症への引下げに伴い、今後その費用負担について国で検討するとのことですが、現時点では無償での接種を継続する方向で準備いたします。

第2は、「工夫と連携の地域産業」であります。

農業では、新規就農者などへの支援として、これまでの農業用機械の購入費用補助のほか、経営に対する支援を行うこととしております。また、お試し就農移住体験を行い、農業への興味・関心を高めていきたいと考えております。

林業では、森林環境譲与税を活用して、木明林道の整備や柴崎地区健康レクリエーション施設の整備を行っていくこととしております。

水産業では、野辺地漁港荷さばき施設の改築工事を行い、ホタテをはじめとする海産物の新鮮で安全な出荷環境を整えるほか、引き続き地まきホタテの資源回復に向けた放流事業費の補助や、斜路の前出しによる漁港用地の狭隘の解消、及び衛生管理の高度化を図る水産生産基盤整備事業を実施いたします。

観光、商工振興では、コロナ禍で減少した客足の回復に努めるため、店舗のPR活動や改修費用の助成を行う販売促進事業を新設いたします。祇園まつりの参加団体には、持続支援のための費用助成を行い、祭りの再開を後押しいたします。あわせて、イルミネーション事業を行う実行委員会

への助成も行うこととしております。

第3は、「誰もが学べる教育」であります。

令和5年度から、小学校が2校体制となります。これまで馬門小学校に通っていた児童が新しい環境になじめるよう、町として最大限の支援を行ってまいります。また、野辺地小学校の耐力度の追加調査を行い、統合小学校の建設に向けた財源の課題をクリアし、基本構想・基本計画へと着手してまいります。

スポーツの推進では、総合型地域スポーツクラブの設置について、検討を行うこととしております。

中央公民館では、ホール照明のLED化を行い、明るく活動のしやすい施設を目指します。

文化財保護では、日本遺産認定3港連携事業や文化財活用事業及び町の民俗資料の調査などについても継続して進め、これらの資源を活用し、貴重な文化資源の継承と情報発信に努めてまいります。

このほか、英語で元気なまちづくり事業や、高校生向けの講座を開催する人材育成事業、あるいは小・中・高校生の強化合宿等を支援する競技スポーツ強化支援事業などを継続してまいります。

第4は、「住み続けたい生活環境」であります。

現在、光回線の行き届いていない有戸方面に光ファイバーを整備し、情報通信格差の解消を目指します。

人口減少対策として、弘前大学等と連携し、季節ごとの体験メニューを実際に体験してもらい、ブラッシュアップしていくことで体験ツアーの構築を図ります。

また、空き家バンクに登録している物件の取得費用に係る補助金や、独り親に対する医療・福祉有資格者向け移住支援事業費補助金を新設いたします。

防災分野では、国際社会の安全保障に対する脅威が高まっていることから、ミサイル攻撃や武力侵攻等の有事の際の住民避難に関して、避難実施要領のパターンの作成及び国民保護計画の修正を行うこととしております。

そのほか、町民の皆様に身近な町道改良工事や除排雪など、生活環境の維持・向上に向けた経費を計上いたします。

第5は、「活用して保全する環境」であります。

引き続き、家庭ごみ・資源ごみの収集運搬などにより、住みよい環境づくりに努めるほか、衣類回収や資源ごみ回収奨励金、ごみステーション整備事業に係る補助を継続してまいります。

北部上北広域事務組合負担金となりますが、「クリーン・ペア・はまなす」の長寿命化に向けた焼却炉の改修費用等を増額計上いたします。

第6は、「メリハリのある行財政」であります。

新庁舎建設事業については、工事２年目に入り、いよいよ新庁舎本体の建設へと取りかかります。
コミュニティ助成事業では、新町自治会のちょうちん等の整備や駅前自治会自主防災組織への防災備品・保管倉庫等の整備及び米内沢児童公園への遊具の整備を予定しております。

行財政改革については第５次大綱に基づき、経常収支比率の改善も視野に、各事業の予算執行や業務の効率化に努めます。

また、まちづくりのアイデアを提案して実施する協働のまちづくり事業への助成を行い、地域づくりの担い手の発掘・育成を進めるとともに、行政や町民相互の連帯感などがますます形成されるよう努めてまいります。

次に、予算の主なる款別の概要を申し上げます。

まず、歳入であります。１款「町税」は、総額で１２億８,４６６万円余りを見込みました。町民税等の増額により、前年度と比較して１,２８７万円余りの増額となりました。

２款「地方譲与税」から９款「地方特例交付金」までは、いずれも令和４年度実績見込みを基礎として、国の地方財政対策における増減の情報を加味して計上しております。

１０款「地方交付税」は、交付実績及び地方財政計画に基づく試算により、２５億６,０００万円を計上いたしました。このうち普通交付税は２３億円、特別交付税は２億６,０００万円、どちらも前年度と同額を見込んでおります。

１４款「国庫支出金」は、７億３,９１４万円余りを計上いたしました。特定漁港漁場整備事業補助金の減額などにより、前年度と比較して４,２２６万円余りの減額となっております。

１５款「県支出金」は、８億３,４１０万円余りを計上いたしました。県議会議員一般選挙費や県知事選挙費などの増額により、前年度と比較して９０２万円余りの増額となりました。

２１款「町債」は、総額で１８億４,２７０万円を計上いたしました。前年度と比較して１０億４,４６０万円の増額となりました。

次に、歳出であります。２款「総務費」は、２４億５９４万円で、前年度と比較して１１億８,１４７万円余りの増額となりました。新庁舎建設費の増額が主な要因であります。

３款「民生費」は、１９億５,６４０万円余りで、前年度と比較して１,５６４万円余りの増額となりました。新たに、出産・子育て応援事業費を計上したことなどが増額の主な要因であります。

４款「衛生費」は、１０億８,０１７万円余りで、前年度と比較して７,６２０万円余りの増額となりました。公立野辺地病院に係る北部上北広域事務組合への負担金が減額となった一方、新型コロナウイルスのワクチン接種費用や北部上北広域事務組合への焼却場費負担金などが増額となりました。

６款「農林水産業費」は、２億７,２７３万円で、前年度と比較して８,９９０万円余りの減額となりました。野辺地漁港荷さばき施設の建築及び解体工事費の減額などが主な要因であります。

８款「土木費」は、３億９,９１３万円余りで、除排雪経費の増額などにより、前年度と比較して１,１６５万

円余りの増額となりました。

10款「教育費」は、6億40万円余りで、前年度と比較して6,567万円余りの減額となりました。屋内温水プールや町立体育館などの改修費用の減額などが主な要因であります。

12款「公債費」は、7億5,048万円余りとなり、前年度と比較して332万円余りの減額となりました。

以上が令和5年度一般会計当初予算、歳入歳出の主なものであります。

次に、特別会計予算についてご説明申し上げます。

議案第8号の「国民健康保険事業特別会計予算」は、予算の総額を16億666万6,000円といたしました。前年度と比較して1,181万6,000円の減額となりました。

歳入では、国民健康保険税及び県支出金が減額、一般会計繰入金が増額となり、歳出では、保険給付費及び事業費納付金が増額となります。

議案第9号の「後期高齢者医療特別会計予算」は、予算の総額を1億9,374万1,000円といたしました。前年度と比較して169万5,000円の増額となりました。

歳入では、後期高齢者医療保険料が増額、一般会計繰入金が増額となり、歳出では、総務費が増額、広域連合納付金が増額となります。

議案第10号の「介護保険事業特別会計予算」は、予算の総額を17億7,380万2,000円といたしました。前年度と比較して4,550万2,000円の増額となりました。

歳入では、介護保険料が増額、国・県支出金、支払基金交付金並びに一般会計繰入金及び介護給付費準備基金繰入金が増額となり、歳出では、介護認定費、保険給付費が増額、地域支援事業費が増額となります。

議案第11号の「下水道事業特別会計予算」は、予算の総額を3,004万2,000円といたしました。前年度と比較して1万3,000円の減額となりました。土地使用料及び公債費の減額によるものであります。

当初予算の最後になりますが、議案第12号の「水道事業特別会計予算」であります。

まず、収益的収入及び支出の予定額は、2億7,900万円といたしました。前年度と比較して300万円の増額となりました。

収入では、給水収益が増額となり、支出では、営業費用が増額、営業外費用が増額となりました。

次に、資本的収入及び支出の予定額であります。

収入が3,000万円で、前年度と比較して1,870万円の減額となりました。全額、企業債予算であります。また、支出が1億6,692万円で、前年度と比較して1,128万円の減額となりました。建設改良費及び企業債償還金の減額によるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1億3,692万円につきましては、現年度

分損益勘定留保資金等で補填をいたします。

続いて、議案第13号からは、条例の制定、改廃等になります。

議案第13号は、「野辺地町個人情報の保護に関する条例案」であります。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続等に関して必要な事項を定め、並びに同法の施行の状況の公表について定めるため提案するものであります。

議案第14号は、「野辺地町個人情報保護審査会条例案」であります。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報保護審査会の設置等に関して必要な事項を定めるため提案するものであります。

議案第15号は、「野辺地町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」であります。

パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用を、費用弁償として支給するため提案するものであります。

議案第16号は、「野辺地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案」であります。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び学校、児童福祉施設等におけるバス送迎の安全管理の徹底に係る関係府省令等の一部改正等の施行に伴い、関係条例の整理を行うため提案するものであります。

議案第17号は、「野辺地町国民健康保険条例の一部を改正する条例案」であります。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、出産育児一時金の額の改正を行うため提案するものであります。

議案第18号は、「野辺地町工場立地法地域準則条例案」であります。

工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき、特定区域の緑地面積等の割合の基準を緩和するため提案するものであります。

議案第19号は、「野辺地町産直施設設置条例の一部を改正する条例案」であります。

野辺地町産直施設について、受益者負担を求めるため提案するものであります。

議案第20号は、「野辺地町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案」であります。

道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の額の改正を行うため提案するものであります。

議案第21号は、「野辺地町介護サービス事業基金条例を廃止する条例案」であります。

介護予防ケアマネジメント事業を委託したことに伴い、町が運用する介護サービス事業基金を廃止するため提案するものであります。

議案第22号は、「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町

村総合事務組合の規約の変更について」であります。

青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び当該事務組合規約の変更について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものであります。

議案第23号は、「町道の路線認定の件」であります。

石神裏支線8号線を町道として認定するため提案するものであります。

議案第24号は、「町道の路線変更の件」であります。

市内支線18号線ほか33路線の幅員及び延長等を変更するため提案するものであります。

諮問第1号は、「人権擁護委員候補者の推薦の件」であります。

人権擁護委員の吉原有三氏の任期が、令和5年3月31日をもって満了となることから、同氏を再推薦することについて、議会の意見を求めるため提案するものであります。

以上、ご提案いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、本職並びに関係職員から詳細ご説明申し上げますので、何とぞ慎重ご審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由といたします。

○議長（戸澤 栄君） お疲れさま。

◎常任委員会報告

○議長（戸澤 栄君） 次に、日程第5、常任委員会報告を議題にします。

初めに、総務常任委員会の報告を求めます。

7番、高沢陽子君。

○総務常任委員長（高沢陽子君） 総務常任委員会の報告を申し上げます。

委員会は、1月25日に開催されました。出席委員6名。説明員として副町長、総務課長、防災管財課長、企画財政課長及び関係職員が出席しました。

案件は、所管に属する事務調査についてです。

初めに、防災管財課長から「地域防災計画修正の進捗状況について」説明がありました。

「令和4年度の修正業務では、国及び青森県の地域防災計画等の修正や防災をめぐる変化等を踏まえた修正を行うこと、上位の関連計画及び関係法令等との整合性を図ること、新型コロナウイルス感染症対策に関する事項を追加することとしており、野辺地町の防災、防疫力を更に向上させることを目的としています。修正業務の発注及び進捗状況では、9月13日執行の入札の結果、株式会社オリエンタルコンサルタンツ青森営業所が落札し、9月15日に282万7,000円で契約締結しました。現在、受託業者から提出された素案を町が県の手引き等を参照して校正しており、3月に修正案を町防災会議で審議します」と説明を受けました。

委員から「ページ数が多い上に、関連する計画も多数あるため、簡単で分かりやすい概要版の作

成を検討しては」との質問に対し、防災管財課長から「ダイジェストで分かりやすいように整理していきたい」と回答がありました。

次に、企画財政課長から「令和５年度一般会計当初予算案の概要について」説明がありました。

「現在予算編成作業中ですが、歳入歳出総額は84億2,364万6,000円となりました。前年度との比較では、金額で11億9,000万円余り、率にして16.5%の増となりました。歳入の主なものでは、1款「町税」は12億8,466万4,000円、10款「地方交付税」は前年度当初予算と同額を仮置き、14款「国庫支出金」は7億6,004万4,000円、15款「県支出金」は8億3,410万2,000円、18款「繰入金」は5億3,550万4,000円、21款「町債」は18億7,650万円となりました。また、歳出の主なものでは、性質別で、「人件費」は11億3,169万9,000円、「扶助費」は10億3,287万2,000円、「公債費」は7億4,790万5,000円、「物件費」は9億1,410万3,000円、「補助費等」は15億2,490万4,000円、「普通建設事業費」は19億8,146万9,000円となりました。これらは、今後変更などがあり得るものです」と説明を受けました。

最後に、総務課長から「野辺地町個人情報保護制度の見直しについて」説明がありました。

「令和３年に個人情報保護法が改正され、本年４月１日からは改正後の個人情報保護法が地方公共団体へ直接適用となることから、現行条例を廃止し、新たに改正法の内容に即した「野辺地町個人情報の保護に関する条例」を制定することとしました。関連する条例の改廃と併せて３月定例会に提出するとともに、個人情報の保護に関連する様々な規則、規程等の改廃は年度内に整備する予定です」と説明を受けました。

本委員会に付託されております「所管に属する事務調査」については、これをもって調査を終了することといたしました。

以上、総務常任委員会の報告であります。

○議長（戸澤 栄君） これより報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。報告のとおり決定して、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告のとおり決定をいたしました。

次に、建設産業保健衛生常任委員会の報告を求めます。

６番、岡山義廣君。

○建設産業保健衛生常任委員長（岡山義廣君） 建設産業保健衛生常任委員会の報告を申し上げます。

委員会は、1月26日に開催されました。出席委員6名。説明員として副町長、総務課長補佐、建設水道課長、産業振興課長及び関係職員が出席しました。

案件は、所管に属する事務調査についてであります。

初めに、建設水道課長から「令和5年度の主な事業予定について」説明がありました。

「2款総務費の「新庁舎建設工事関係」では、契約出来高70%の施工見込みで工事費15億65万3,000円、工事監理業務についても契約出来高70%相当を見込み、委託料1,155万円となります。8款土木費では、「市内支線19号線道路拡幅工事」「烏帽子岳線（A）舗装補修（第3期）工事」「枇杷野支線3号線8号線道路改良工事」「赤坂地区水路改修工事」「米内沢児童公園遊具新設工事」「敦平団地C・D棟解体工事」「前平団地物置改築工事」「駅前団地A棟揚水ポンプ取替工事」を実施する予定であります。水道事業では、「馬門ポンプ送水改良工事」「水道事業アセットマネジメント等策定業務委託」を予定しています」と説明を受けました。

次に、産業振興課長から「野辺地町産直施設設置条例改正案について」「青森県元気な地域づくり支援事業 大雨災害復興支援事業分について」説明がありました。

「野辺地町産直施設設置条例改正案について」では、主な改正点として、現行では施設使用料を無料としていたものを、1月につき2万2,000円を徴収するものとし、併せて使用料の減免に関する規定も定めることとしました。また、関連する規則では、使用者によって施設使用の考え方が異なるため、改正案では開館時間及び休館日を特に定めないこととしました」と説明を受けました。

「青森県元気な地域づくり支援事業 大雨災害復興支援事業分について」では、当該事業は、県補事業であり、令和4年8月の大雨災害の被災市町村が行う復興のための支援事業に要する経費に補助されるものです。申請予定の2事業のうち、「野辺地町被災農業者等支援事業補助金」は、被害に遭われた農業者に対して通常支援分よりも補助率を上げて交付するものです。また、被害に遭われたこかぶ、長いも農家、農協との話し合いの中で、特に支援要望の強かった堆肥の購入経費も補助対象とし、補助額と補助率を上げて要望に応える形を取っています。

「農地等改善事業」では、有戸地区を対象に排水対策として土側溝整備や農地周辺の側溝環境整備を行うものとし、有戸地域資源保全会に対して補助金を交付する予定で、県のスケジュールを確認しながら対応していきたいと考えています」と説明を受けました。

本委員会に付託されております「所管に属する事務調査」については、これをもって終了することといたしました。

以上、建設産業保健衛生常任委員会の報告であります。

○議長（戸澤 栄君） これより報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。報告のとおり決定して、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告どおり決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議長（戸澤 栄君） 以上で本日の日程は終了しました。

これで散会いたします。

（午前１０時２０分）